

## 平成27年度 当初予算主な事業

事業名	自立促進総合対策事業		
予算額	11,418	千円	新規・拡充 継続の別 新規・拡充
事業内容	<p>○ 目的</p> <p style="padding-left: 20px;">生活保護には至らないが、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を包括的に実施し、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るもの。</p> <p>○ 事業概要</p> <p style="padding-left: 20px;">(自立相談支援事業)</p> <p style="padding-left: 20px;">→ 生活困窮に陥る要因は多様で複合的であることから、相談支援員が相談者の課題を分析し、相談者1人ひとりの状況に応じた支援計画を作成、各種事業・他法他施策の検討、関係機関とも連携し、寄り添いながら支援を行う。</p> <p style="padding-left: 20px;">(例：就労により早期に自立が見込まれるのであれば、就労支援員も同時に相談当初から関わり、ハローワークへの同行など行う。また多重債務が課題であればその解決に向け、適切な関係機関窓口へとつないでいく等。)</p> <p style="padding-left: 20px;">生活保護に至る前の段階から早期に関わることで自立の促進を図る。</p> <p style="text-align: right;">事業予算 → 4,110千円</p> <p style="padding-left: 20px;">(住居確保給付金)</p> <p style="padding-left: 20px;">→ 離職により住居を失った又は失うおそれが高い者であって、所得等が一定の水準以下の者に対して、有期で住居確保給付金を支給し、生活の安定を図ることで、自立に向けての環境を整えるもの。</p> <p style="padding-left: 20px;">支給上限金額は以下のとおり。</p> <p style="padding-left: 20px;">単身世帯：41,000円(月額)</p> <p style="padding-left: 20px;">複数世帯：53,000円(月額)</p> <p style="text-align: right;">事業予算 → 3,384千円</p> <p style="padding-left: 20px;">(学習支援事業)</p> <p style="padding-left: 20px;">→ 生活困窮世帯に見られる「貧困の連鎖」を防止するために、生活保護世帯の児童・生徒を対象に学習支援事業を行う。</p> <p style="padding-left: 20px;">今事業に関しては、先行して平成26年9月より開始しており、民間団体に事業委託を行い毎週2回、学習支援を実施している。</p> <p style="text-align: right;">事業予算 → 1,524千円</p> <p style="padding-left: 20px;">(くらしの資金貸付等事業)</p> <p style="padding-left: 20px;">→ 既存の貸付事業を利用し、生活困窮者への支援を行う。</p> <p style="padding-left: 20px;">貸付金額は一世帯につき上限10万円までとし、貸付期間を従来より幅を持たせる等弾力的な運用により貸付相談者からの資金需要に対応していき、生活の安定、自立促進を図るもの。</p> <p style="text-align: right;">事業予算 → 2,400千円</p>		
担当所属名	社会福祉課	直通電話番号	64 - 1371

## 平成27年度 当初予算主な事業

事業名	臨時福祉給付金給付事業		
予算額	68,822	千円	新規・拡充 継続の別
事業内容	<p>○ 目的</p> <p style="padding-left: 20px;">所得の低い方々へ対し、消費税率8%への引き上げによる影響を鑑み、平成26年度に引き続き臨時福祉給付金の支給を行う。</p> <p>○ 事業概要</p> <p style="padding-left: 20px;">(給付対象者) 基準日(平成27年1月1日)時点で住民基本台帳に記録されている者で、平成27年度の市町村民税(均等割)が課税されていない者。 ※ただし、以下の場合には給付対象外。 ・市町村民税(均等割)が課税されている者の扶養親族等 ・生活保護制度における被保護者</p> <p style="padding-left: 20px;">(支給金額) 給付対象者1人につき、6千円。</p>		
担当所属名	社会福祉課	直通電話番号	64 - 1371

## 平成27年度 当初予算主な事業

事業名	民生児童委員協議会補助金		
予算額	6,489	千円	新規・拡充 継続の別
事業内容	<p>○ 目的</p> <p>民生委員法第20条の規定に基づく単位民生児童委員協議会及びその単位民生児童委員協議会の連絡、調整及び交流を図ることを目的として組織された市民生児童委員協議会に対し、その運営・活動を支援するために補助金の交付を行うもの。</p> <p>○ 事業概要</p> <p style="margin-left: 40px;">(民生児童委員協議会補助金)</p> <p style="margin-left: 40px;">【継続事業】 事業予算 5,799千円</p> <p style="margin-left: 40px;">【拡充事業】 事業予算 690千円</p> <p style="margin-left: 120px;">(5,000円×138名)</p> <p>民生委員・児童委員の任期3年のうちの2年目にあたる平成27年度に、5つの単位民生児童委員協議会間の交流を図るため、市民生児童委員協議会全員での管外研修の実施に必要な経費の一部を補助することにより、民生児童委員協議会の運営・活動を支援するもの。</p>		
担当所属名	社会福祉課	直通電話番号	64 - 1371

## 平成27年度 当初予算主な事業

事業名	認定こども園施設型給付事業												
予算額	25,742	千円	新規・拡充 継続の別										
事業内容	<div style="text-align: right; padding-right: 10px;">新規</div> <p>○ 目的</p> <p>平成24年8月、日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するため、「子ども・子育て支援法」が制定され、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が本格施行する。これに伴い、市の確認を受けた施設・事業に対し、財政支援を保障することを目的とする。</p> <p>○ 事業概要</p> <p>子ども・子育て新制度では、「施設型給付」及び「地域型保育給付」を創設し、この2つの給付制度に基づいて、認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育等に対する財政支援の仕組みが共通化される。</p> <p>施設型給付費は、施設・事業を利用する子どもの居住地の市から受けることとなるため、市外の認定こども園に通う子どもに対する給付は、本市から当該施設へ給付することとなる。</p> <p>認定こども園への施設型給付については、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（利用者負担額）を控除した額を給付する。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <table style="border-collapse: collapse; margin: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">公定価格</td> <td style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">-</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">公費負担額</td> <td style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">=</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">施設型給付費    法定代理受領</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">利用者負担額 (施設で徴収)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </div>			公定価格	-	公費負担額	=	施設型給付費    法定代理受領			利用者負担額 (施設で徴収)		
公定価格	-	公費負担額	=	施設型給付費    法定代理受領									
		利用者負担額 (施設で徴収)											
担当所属名	健康福祉部 子育て支援課	直通電話番号	64 - 1376										

## 平成 27 年度 当初予算主な事業

事業名	子育て臨時給付金給付事業		
予算額	38,000	千円	新規・拡充 継続の別
事業内容	<p>○ 目的</p> <p style="padding-left: 20px;">消費税引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時特例的な給付措置として実施するもの。</p> <p>○ 事業概要</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 実施主体 市町村（特別区を含む。）</li> <li>2. 支給対象者 平成27年6月分の児童手当（特例給付を除く）の受給者及び要件を満たす者。 ※臨時福祉給付金の支給対象世帯、生活保護世帯を含む</li> <li>3. 支給対象児童 支給対象者の平成27年6月分の児童手当（特例給付を除く）の対象となる児童。</li> <li>4. 基準日 平成27年5月31日</li> <li>5. 給付額 対象児童1人につき3,000円</li> </ol>		
担当所属名	健康福祉部子育て支援課	直通電話番号	64 - 1376

## 平成27年度 当初予算主な事業

事業名	保育料多子世帯減免事業（保育所）		
予算額	保育料減免額 10,114千円	新規・拡充 継続の別	新規
事業内容	<p>○ 目的</p> <p style="padding-left: 40px;">子育て世帯の経済負担を軽減し、少子化対策につなげるため、平成27年度から第3子以降の子どもの保育所の保育料を無償化する。</p> <p>○ 事業概要</p> <p style="padding-left: 40px;">第1子が年度末時点で18歳以下であることを条件に、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、第3子以降の子どもの保育所の保育料を無償化する。（所得制限あり）</p>		
担当所属名	健康福祉部 子育て支援課	直通電話番号	64 - 1376

## 平成26年度 補正第6号予算主な事業

事業名	多子世帯への子育て応援事業		
予算額	9,600	千円	新規・拡充 継続の別
事業内容	<p>○ 目的</p> <p style="padding-left: 20px;">子育て世帯を応援するため、多子世帯に対し商品券を配布し、経済的負担の軽減を図る。</p> <p>○ 事業概要</p> <p>1. 支給対象者 第1子が中学生以下（満15歳の誕生日を迎え、最初の3月31日までの間にある子）の子どもが3人以上いる世帯の世帯主</p> <p>2. 支給対象児童 支給対象者の世帯に属する第3子以降の子ども</p> <p>3. 基準日 平成27年4月1日</p> <p>4. 配布する商品券の額 対象児童1人につき10,000円</p>		
担当所属名	健康福祉部子育て支援課	直通電話番号	64 - 1376

平成26年度 補正第6号予算主な事業

事業名	松井ヶ丘保育園分園移転事業		
予算額	9,000 千円	新規・拡充 継続の別	新規
事業内容	<p>○ 目的</p> <p>松井ヶ丘保育園分園が新施設に移転することに伴い、移転先施設の改修に必要な工事費用に対して補助を行う。 (民間保育所施設整備費補助金)</p> <p>○ 事業概要</p> <p>面積 213㎡ 定員 53名 増設・改修内容</p> <p>沐浴槽設置(+1)、大便器(+2)、小便器(+1) ※上記増設に伴う改修 給水・配水管、給湯・換気・空調設備、間仕切り変更、トイレスロープ改修 汚物槽設置(+1)、エアコン大(+1)電気設備、床張り替え 等</p>		
担当所属名	健康福祉部 子育て支援課	直通電話番号	64 - 1376



## 平成 27 年度 当初予算主な事業

事業名	高齢者いきいきポイント事業		
予算額	750	千円	新規・拡充 継続の別
事業内容	<p>○ 目的</p> <p>元気な高齢者等が介護施設等でボランティア活動を行うことにより、本人の健康増進や介護予防、社会参加や地域貢献を通じた生きがいを促進する。</p> <p>受入施設と地域との交流の促進や在宅ボランティアの活性化により、高齢者の生活をより豊かにすることが期待できる。</p> <p>○ 事業概要</p> <p>ボランティアを実践したい高齢者の登録を行い、介護保険施設等へのボランティア活動をサポートする。</p> <p>現在登録者 64 名。登録事業所 25 事業所</p> <p>ボランティア活動の評価とモチベーションアップのために、ポイント制を導入し（1 時間 1 ポイント）、ポイントに応じた換金制度を導入する。（1 ポイント 100 円、年間上限 50 ポイント）</p> <p>平成 27 年度に登録事業所を子育て支援施設及び障害児（者）施設に広げ、事業拡充する。</p>		
担当所属名	高齢介護課	直通電話番号	64 - 1373

## 平成26年度 補正第6号予算主な事業

事業名	高齢者元気応援チケットの配布		
予算額	45,900	千円	新規・拡充 継続の別
事業内容	<p>○ 目的</p> <p style="padding-left: 20px;">高齢者が元気で要支援・要介護状態にならないため、また、健康で生きがいのある生活を応援するために地域商品券を配布する。</p> <p>○ 事業概要</p> <p style="padding-left: 20px;">市内在住の75歳以上の高齢者で、介護認定を受けていない人に、10,000円の地域商品券を郵送する。</p>		
担当所属名	高齢介護課	直通電話番号	64 - 1373

## 平成27年度 当初予算主な事業

事業名	30歳代のための健康づくり応援プロジェクト		
予算額	4,079	千円	新規・拡充 継続の別
事業内容	<p>新規</p> <p>○ 目的</p> <p>生活習慣病は若年期からの生活習慣の影響により、40歳代後半の壮年期から急激に増加してくると言われているが、近年生活習慣病の発症が、若年化している傾向にある。</p> <p>40歳以降は特定健診及び後期高齢者健診を受けることができるが、30歳代は健診を受ける機会が少ない現状である。</p> <p>30歳代から自らの健康について関心を持ち健康管理ができるために健康診査を実施し、さらに自らの生活習慣を見直し、生活習慣病を予防することができるために健康教育も併せて実施することで、30歳代のための健康づくりを応援する。</p> <p>○ 事業概要</p> <p>既存事業である30、35歳女性対象の「いきいき健診」を30～39歳の男女へと拡充する。</p> <p>また、既存事業である「健幸プランニングセミナー」において、女性を対象に乳がん検診・骨密度測定を併せて実施し、30歳代から健康管理の必要性についての認識と自覚を高める。</p> <p>さらに、生活習慣改善に取り組むことができるよう、若い世代に人気のあるヨガやストレッチ、栄養・休養について健康教育を実施し内容の充実を図る。子育て中の女性も参加しやすくするために託児を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いきいき健診（健康診査）            対象者：30歳～39歳の男女            実施期間：平成27年7月～10月            実施場所：市内委託医療機関</li> <li>・健幸もりもりセミナー（体験型）            （乳がん検診・骨密度測定・健康教育            ～30歳代からの生活習慣病予防～）            対象者：30歳代女性            ※検診、教室当日は託児ルームを設置            実施期間：平成27年10～11月頃</li> </ul>		
担当所属名	健康福祉部健康推進課	直通電話番号	64 - 1335

## 平成 27 年度 当初予算主な事業

事業名	高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種（定期）		
予算額	13,190	千円	新規・拡充 継続の別
事業内容	<p>継続</p> <p>○ 目的</p> <p>予防接種法の改正に基づき、高齢者の肺炎の約半数を占めている「肺炎球菌による肺炎」を予防することを目的とする。</p> <p>○ 事業概要</p> <p>国の定める対象者に「23価肺炎球菌ワクチン」を接種する。</p> <p>対象者：国の定める対象者</p> <p>①当該年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる者</p> <p>②満60～64歳の方（接種日現在）で、心臓・腎臓もしくは呼吸器の機能などに障がいのある方（身体障害者手帳1級相当の方）</p> <p>実施期間：平成27年4月1日から平成28年3月31日まで</p> <p>実施方法：医療機関での個別接種</p> <p>広報関係：①対象者①へ個別案内通知 ②市ホームページに掲載 ③広報京たなべに掲載 ④ポスター掲示（市内委託医療機関） ⑤案内ちらし設置（市内委託医療機関、課窓口）</p>		
担当所属名	健康福祉部健康推進課	直通電話番号	64 - 1335